

ID: 165

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例 第7条第2項		
例規番号	昭和58年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (管理上の制限)</p> <p>第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用許可を譲渡し、若しくは使用許可を受けた施設の備品等を転貸してはならない。</p> <p>2 施設内においては、町長の許可なくして、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 販売その他の商行為をすること。</p> <p>(2) 印刷物、ポスター等を展示し、又は配布すること。</p> <p>(3) 工作物その他の施設等を設けること。</p> <p>(4) 募金その他これに類する行為をすること。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日